

労働基準関係法令違反に係る公表事案

福岡労働局

最終更新日：令和6年10月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
(株)坂本工業 古賀処理センター	福岡県古賀市	R5.11.13	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	トラクター・ショベルを用いて作業を行う際、接触防止措置を講じず、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R5.11.13送検
山森商会	福岡県田川市	R5.11.20	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第524条	スレートで葺かれた屋根の上で修繕作業を行わせる際、スレートの踏み抜き防止措置を講じていなかったもの	R5.11.20送検
(株)工内材木店	北九州市小倉南区	R6.3.7	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にフォークリフトを運転させたもの	R6.3.7送検
(株)絆住研	福岡市博多区	R6.3.18	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ4.5メートルの受水槽上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.3.18送検
(株)ビートップシステム	福岡県大牟田市	R6.3.18	最低賃金法第4条	労働者1名に、1か月間の定期賃金合計約27万円を支払わなかったもの	R6.3.18送検
九州産交運輸(株) 中九州センター	福岡県小郡市	R6.3.19	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	58日間の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R6.3.19送検
石橋商事(有)	福岡県大牟田市	R6.3.19	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ2.26メートルの屋根上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.3.19送検
(株)アールファインズ	福岡県糟屋郡 須恵町	R6.5.15	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	労働者が工事現場で右足を骨折し4日以上休業した労働災害について、労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R6.5.15送検
松田組及び(株)山新建材 工業	福岡市西区	R6.6.6	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条	4日以上休業を要する労働災害について、共謀の上、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの	R6.6.6送検
(株)ゼンコー産業	福岡県糟屋郡 篠栗町	R6.6.20	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	移動式クレーンを用いて貨物自動車に鋼矢板を積込む作業を行わせる際、無資格者を玉掛け業務に従事させたもの	R6.6.20送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
(株)EPサポート	福岡市博多区	R6.7.19	最低賃金法第4条	労働者3名に、1か月間の定期賃金合計約60万円を支払わなかったもの	R6.7.19送検
(有)小田商会	福岡市中央区	R6.7.19	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約7メートルの2階庇上で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に清掃作業を行わせたもの	R6.7.19送検
SUDAKEN(株)	宮崎県延岡市	R6.8.7	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ2.8メートルの梁の上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.8.7送検
吉田青果	福岡県直方市	R6.8.22	最低賃金法第4条	労働者3名に、3か月分の定期賃金合計約47万円を支払わなかったもの	R6.8.22送検
福田建設(株)	福岡県田川市	R6.9.17	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	深さ約3.4メートルのピット開口部に手すり等を設けることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.9.17送検
(株)ケンタツ	福岡県田川市	R6.9.17	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	深さ約3.4メートルのピット開口部に手すり等を設けることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.9.17送検
池田鋳金加工業	福岡県那珂川市	R6.9.18	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第524条	スレートで葺かれた屋根の上で修繕作業を行わせる際、スレートの踏み抜き防止措置を講じていなかったもの	R6.9.18送検
(株)オハナ	北九州市小倉北区	R6.10.2	最低賃金法第4条	労働者2名に、1か月分の定期賃金合計約37万円を支払わなかったもの	R6.10.2送検
フィールズジャパン(株)	北九州市小倉南区	R6.10.2	最低賃金法第4条	労働者2名に、2か月分の定期賃金合計約56万円を支払わなかったもの	R6.10.2送検
日本製鉄(株)九州製鉄所八幡地区	北九州市戸畑区	R6.10.16	労働安全衛生法第22条 特定化学物質障害予防規則第22条	作業の方法及び順序を決定し、あらかじめ、これを作業に従事する労働者に周知させていなかったもの。	R6.10.16送検

福岡労働局

最終更新日：令和6年10月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
(株)木下組	長崎県佐世保市	R6.10.22	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第517条の5	高さ約8メートルの鉄骨上で作業を行わせる際、作業主任者が要求性能墜落制止器具の使用状況を監視する職務を行っていなかったもの。	R6.10.22送検